

成田赤十字病院臨床研究センター臨床研究部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、臨床研究センター臨床研究部（以下「臨床研究部」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 臨床研究センター臨床研究部の業務は、広く医学の進歩のための研究業務とする。

(組織)

第3条 臨床研究部は、成田赤十字病院（以下「当院」という。）の診療部門とは独立した組織とする。

2 臨床研究部に研究員を置き、臨床研究部の業務を行う。

(業務内容)

第4条 臨床研究部においては、次の業務を分掌する。

- (1) 病態基盤研究に関すること。
- (2) 総合医療研究に関すること。
- (3) 関連省庁との連絡調整に関すること。
- (4) 臨床研究部の収支に関すること。

(臨床研究部長)

第5条 臨床研究部に、部長1名を置く。

- 2 部長は、臨床研究部を代表し、その業務を総理する。
- 3 部長及び臨床研究センター長は、臨床研究部の業務を実施することが出来る。

(事務処理)

第6条 臨床研究部の事務処理は、当院の事務部事務職員及び臨床研究センター職員が行う。

- 2 臨床研究部の事務処理は次のとおりとする。
 - (1) 臨床研究部の収支に関すること
 - (2) 必要な器具・器材の発注及び検収に関すること
 - (3) 研究内容の記録・保存に関すること
 - (4) 臨床研究部の報告資料に関すること
 - (5) その他臨床研究部の補助に関すること

(報告)

第7条 部長は、臨床研究部で行う研究のテーマ、実績及び収支状況を毎年業年度、院長に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、臨床研究部の組織及び運営に関して必要な事項は、部長が別に定める。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日より一部改正し、施行する。